

37 国税庁の使命

使命：納税者の自発的な納税義務の履行を適正かつ円滑に実現する。

任 務

■ 上記使命を達成するため国税庁は、財務省設置法第 19 条に定められた任務を、透明性と効率性に配慮しつつ、遂行する。

1 内国税の適正かつ公平な賦課及び徴収の実現

(1) 納税環境の整備

- ① 申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて、分かりやすく的確に周知・広報を行う。
- ② 納税者からの問い合わせや相談に対して、迅速かつ的確に対応する。
- ③ 租税の役割や税務行政について幅広い理解や協力を得るため、関係省庁等及び国民各層からの幅広い協力や参加の確保に努める。

(2) 適正・公平な税務行政の推進

- ① 適正・公平な課税を実現するため、
 - イ 関係法令を適正に適用する。
 - ロ 適正申告の実現に努めるとともに、申告が適正でない認められる納税者に対しては的確な調査・指導を実施することにより誤りを確実に是正する。
 - ハ 期限内収納の実現に努めるとともに、期限内に納付を行わない納税者に対して滞納処分を執行するなどにより確実に徴収する。
- ② 納税者の正当な権利利益の救済を図るため、不服申立て等に適正・迅速に対応する。

2 酒類業の健全な発達

- ① 酒類業の経営基盤の安定を図るとともに、醸造技術の研究・開発や酒類の品質・安全性の確保を図る。
- ② 酒類に係る資源の有効な利用の確保を図る。

3 税理士業務の適正な運営の確保

税理士がその使命を踏まえ、申告納税制度の適正かつ円滑な運営に重要な役割を果たすよう、その業務の適正な運営の確保に努める。

行 動 規 範

■ 上記任務は以下の行動規範に則って遂行する。

1 任務遂行に当たっての行動規範

- ① 納税者が申告・納税に関する法令解釈や事務手続などについて知ることができるよう、税務行政の透明性の確保に努める。
- ② 納税者が申告・納税する際の利便性の向上に努める。
- ③ 税務行政の効率性を向上するため事務運営の改善に努める。
- ④ 調査・滞納処分事務を的確に実施するため、資料・情報の積極的な収集・活用に努める。
- ⑤ 悪質な脱税・滞納を行っている納税者には厳正に対応する。

2 職員の行動規範

- ① 納税者に対して誠実に対応する。
- ② 職務上知り得た秘密を守るとともに、綱紀を厳正に保持する。
- ③ 職務の遂行に必要とされる専門知識の習得に努める。

今 後 の 取 組

■ 高度情報化・国際化等の経済社会の変化に的確かつ柔軟に対応し、また、納税者のニーズに応えるため、税務行政組織及び税務行政運営につき、不断に見直し・改善を行っていく。

38 平成21事務年度 国税庁が達成すべき目標に 対する実績の評価書(抄)

○ 実績目標 2 : 酒類業の健全な発達の促進

1. 実績目標に関する基本的な考え方

国税庁においては、酒税の賦課及び徴収のほか、酒類業の業種所管庁として、酒類業の健全な発達を図っています。

そのため、人口減少社会の到来、国民の健康・安全性志向の高まりや生活様式の変化などの社会経済情勢の変化に対応し、酒税の確保及び酒類の取引の安定にも配慮しつつ、消費者、製造業、販売業全体を展望した総合的視点から必要な施策を行うとともに、未成年者飲酒防止や酒類容器のリサイクル等の社会的要請に的確に対応するよう努めます。

2. 重点的に進める施策

該当なし

○ 業績目標 2 - 1 : 消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の健全な発達に向けた諸施策に取り組んでいきます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

消費者の視点に立ち、酒類の安全性の確保と品質水準の向上、消費者に対する情報提供等を行うとともに、酒類製造業及び酒類販売業の健全な発達を支援する必要がありますので、業界の自主的な取組の支援に努めます。

2. 平成21事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準の向上への対応策

[平成21事務年度実施計画]

事故米穀の不正規流通事件を契機に、「食の安全」に対する消費者の関心が一層高まっていることから、生産から消費まですべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図り、消費者に安全で良質な酒類が提供できるよう以下の施策を行います。

イ 消費者が購入する段階である小売販売場の店頭で市販酒類を買い上げ、安全性、品質及び容器の容量・アルコール分などの表示等を調査し、その結果を消費者に対して国税庁のホームページ (<http://www.nta.go.jp>) で情報提供を行います。

また、酒類業者に対しても情報提供並びに改善指導を行います。

ロ 消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類業者に対して酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項を確認し、適正な表示がなされていない場合には是正

指導を行います。

また、酒類製造業者に対しては、独立行政法人酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する指導や酒類の安全性に関する製造工程の指導等を行うとともに、安全性に対する更なる意識の向上に取り組みます。

なお、醸造技術の改善に関する指導相談については、満足度に関するアンケート調査を実施し、その結果を踏まえながら内容の充実を図ります。

[施策の実施状況]

消費者に良質で安全な酒類が提供できるよう、生産・流通・消費のすべての段階における安全性の確保と品質水準の向上を図りました。

イ 市販酒類買上げ調査

市販されている酒類を買上げて品質評価や理化学分析等を行い、その分析等の集計結果を、国税庁ホームページ(<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/shiori-gaikyo/seibun/2009/01.htm>) で公表するとともに、個々の酒類の分析結果については、その酒類を製造した酒類製造業者に提供しました。

また、分析等の集計結果は、酒類製造業者に対する技術指導・相談の基礎資料としても活用しました。

○参考指標 2-1：市販酒類買上げ調査件数 (単位：件)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
調査件数	4,988	5,032	3,520	3,260	3,406

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

ロ 酒類製造業者に対する表示事項確認調査

消費者が安心して酒類を購入できるように、酒類製造業者に対して、酒類の表示義務事項及び表示基準に基づく記載事項に関する確認調査を行うとともに、適正な表示が確保されるよう指導等に努めました。

○参考指標 2-2：酒類製造業者に対する表示事項確認調査実施件数 (単位：件)

事務年度	平成19年度	20年度	21年度
調査実施件数	1,347	1,322	1,170

(出所) 課税部酒税課調

ハ 酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談

酒類の安全性の確保と品質水準の向上のため、業界全体の課題について、独立行政法人酒類総合研究所（以下「酒類総合研究所」といいます。）の研究成果を活用しつつ、技術講習会等を通じて酒類製造者に対し情報周知を図りました。

また、市販酒類の買上げ調査の分析結果等や醸造技術の改善の希望を踏まえ、酒類製造業者に対して技術指導・相談を実施しました。

近年、清酒、焼酎及び果実酒に加え、リキュール等に対する技術指導・相談にも積極的に取り組んでおり、平成21年度の全体の技術指導・相談件数は1,807件となっています。

なお、醸造技術の改善に関する技術指導・相談が適切に行われたかを確認するため、満足度に関するアンケート調査を実施しました。

これまでに使用していたアンケート調査の様式では、酒類製造業者からの意見が十分に反映されにくい面が見受けられたため、今回からアンケート様式を変更しました。

平成21事務年度のアンケート調査結果は、概ね高い満足度の評価が得られているものの、前年度実績を踏まえて設定した目標値を達成できませんでした。これは、疑問点の解決に関して、各製造場の状況に応じた具体的な対応に不足があったことなどによるものと考えられますので、今後は、これらについて改善を図っていくこととします。

◎参考指標 2-3：酒類製造業者の製造工程改善に関する指導相談件数 (単位：件)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
指導相談件数	1,833	1,874	1,866	1,881	1,807

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

◎業績指標 2-1：酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度 (単位：%)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度	
			目標値	実績値
上位評価割合	(97.9)	(97.2)	85	78.9

(出所) 課税部鑑定企画官調

(注1) 平成20年度までの数値は、技術指導・相談についてのアンケート調査において、「良かった」から「悪かった」までの5段階評価で「良かった」及び「概ね良かった」の上位評価を得た割合であり、括弧書きで記載しています。

アンケートは酒類製造業者を対象としており、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、平成21年度は、アンケート調査を「極めて良かった」から「極めて悪かった」の7段階評価で行い、「極めて良かった」及び「良かった」の上位評価を得た割合に変更し、「概ね良かった」を上位評価に含めないこととしました。

(注2) 平成19事務年度実績値は、事務年度にて集計。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

イ 経営改善等に対する支援

[平成21事務年度実施計画]

酒類業の経営改善等に対しては、業界動向を客観的に把握・分析してその結果を情報提供することにより、酒類業者が経営上の問題点を認識して適切な企業経営を図れるよう支援します。

また、各地の酒類業組合等がきき酒会や情報交換会等を通じて消費者の意見を反映した事業を行えるよう、官民の役割を踏まえ必要な支援をするとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上を支援します。

さらに、酒類業組合等の要請に基づき、経営指導の専門家等による研修の実施、成功事例や各種中小企業施策に関する情報提供を積極的に行います。

[施策の実施状況]

酒類業の経営改善等に対しては、①業界動向を客観的に把握・分析して、その結果を国税庁ホームページを活用して情報提供するとともに、②経営指導の専門家等を講師とした研修会を開催し、中小酒類業者における経営革新等の取組事例の紹介や中小企業に対する各種施策の説明を行い、経営改善等に向けた自主的な取組を支援しました。

また、酒類業組合等が、きき酒会等を通じて集めた消費者の意見を反映した事業を行えるよう支援するとともに、地域ブランドの確立や酒類の品質向上の取組を支援しました。

さらに、昨年度に引き続き、酒類総合研究所及び日本酒造組合中央会が東京において共同開催した全国新酒鑑評会公開きき酒会及び全国日本酒フェアを支援しました。

ロ 輸出環境の整備等

[平成21事務年度実施計画]

海外での日本食ブームに伴い、日本文化としての酒類等への評価が高まっていることから、酒類の輸出に関する情報を提供するなど、輸出環境の整備に努めます。

我が国が推進する経済連携協定（EPA）交渉については、国内酒類産業の実情を踏まえつつ適切に対処します。

[施策の実施状況]

国税庁ホームページに「輸出支援の取組み」のコーナーを設け、酒類の輸出に関する手続き等の情報提供を行いました。

国税庁は、EUに輸出するワインに対する表示規則への対応のため、EUが指定する公的機関（OIV：ぶどう・ワイン国際機構）とぶどう品種登録体制について必要な調整を行いました（注）。この結果、酒類総合研究所によって平成22年4月にぶどう品種「甲州」が登録されました。

また、国税庁は、経済連携協定（EPA）の締結交渉において、清酒等、我が国の主力輸出品に対する相手国の関税の引き下げ又は撤廃を求めてきました。この結果、日スイスEPA（平成21年9月1日発効）、日ベトナムEPA（平成21年10月1日発効）において、これら酒類に係る関税の引き下げ等が実現しました。

（注） EUに輸出するワインにぶどう品種名を表示するためには、EUが指定する公的機関（OIV）において、ぶどう品種が登録されている必要があります。

（3）技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

[平成21事務年度実施計画]

酒類業の発達に資するための基盤を整備するため、独立行政法人酒類総合研究所（注

- 1) と連携して、技術的に高度な問題に対応すべく次の施策を行います。
- イ 酒類中に含まれる様々な成分について、酒類業者との意見交換を活発に行いながら、流通管理及び酒類の安全性に関する指導相談を積極的に行います。
- ロ 食品の規格を定めるコーデックス委員会（注2）において議論されている物質について分析・検討を行います。
- （注1）平成18年度から、独立行政法人酒類総合研究所は、非公務員型の独立行政法人となり、民間・大学等とより密接な連携が図れることになりました。
- （注2）コーデックス委員会は、消費者の健康の保護等を目的とする国際機関であり、食品の成分等に関する国際規格を定めています。

[施策の実施状況]

酒類の安全性に係る食品添加物や汚染物質の情報収集に努めるとともに、技術的に高度な分析が必要なものについては、酒類総合研究所へ依頼し、その情報や分析結果に基づいて、酒類業界に対して必要な情報提供や技術指導・相談を行いました。

なお、コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に影響を及ぼす可能性のある物質についても、連携して実態調査や低減方法の検討を行いました。

また、原料・製造方法等により、酒類の品目及び税率が定められている酒税の課税に関する高度な分析についても、連携して行いました。

3. 平成20事務年度実績の評価結果の平成21事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行いました。

また、酒類製造業者に対して、酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する技術指導・相談を行い、酒類の安全性の確保及び品質水準の向上を図りました。

なお、酒類製造業者は高い水準の醸造技術が求められることから、業績指標2-1「酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度」のアンケート調査を7段階評価でより詳細に実施し、醸造技術指導等の施策を行う上で、従来以上に適切に課題を把握し、指導内容の充実を図ることとしました。

(2) 構造・経営戦略上の問題への対応策

中小酒類業者の経営改善等については、酒類業組合等からの要請に基づく経営指導の専門家等を講師とした研修会の実施や中小企業施策に関する情報提供等を行うことにより酒類業者の自主的な取組を支援しました。

また、輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）交渉への対応等を行いました。

(3) 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

酒類総合研究所と連携して、酒類中に含まれる様々な成分について、酒類業者との意見交換を活発に行いながら、流通管理及び酒類の安全性に関する技術指導・相談を積極的に行うとともに、食品の規格を定めるコーデックス委員会において議論されている物

質について分析・検討を行いました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成21事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ロ 構造・経営戦略上の問題への対応策

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ハ 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の安全性の確保と品質水準向上への対応策

市販酒類の分析等や酒類の表示義務事項等の確認を行い、また、酒類製造業者に対して、酒類総合研究所の研究成果の普及をはじめとした醸造技術の改善に関する技術指導・相談を行い、酒類の安全性の確保及び品質水準の向上を図っていきます。

また、業績指標2-1「酒類製造業者の醸造技術の改善に関する指導相談の満足度」について目標値を達成できなかったことから、技術指導相談において問題解決に結びつく明確な指導に努め、上位評価が得られるように指導内容の充実を図っていくこととしています。

ロ 構造・経営戦略上の問題への対応策

中小酒類業者の経営改善等については、酒類業組合等からの要請に基づき経営指導の専門家等を講師とした研修の実施や中小企業施策に関する情報提供等を行うことにより酒類業者の自主的な取組を支援していきます。

また、輸出環境の整備については、酒類の輸出に関する手続きの情報提供や経済連携協定（EPA）交渉への対応等を行っていきます。

なお、平成22事務年度実施計画においては、新たに参考指標として「蒸留廃液の陸上処理割合」を設定しました。

ハ 技術面における取組と独立行政法人酒類総合研究所との連携

コーデックス委員会において議論されている酒類の安全性に影響を及ぼす可能性のある物質について、酒類総合研究所と連携して引き続き実態調査や低減方法の検討を行うとともに、酒類業界に対して必要な情報提供や技術指導・相談を行います。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

消費者の視点に立ち酒類の安全性の確保等を図るとともに、酒類業の健全な発展に向けた諸施策に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-2：酒類の取引の安定や未成年者飲酒防止等の社会的要請など、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政を推進します。

1. 業績目標に関する基本的考え方

致酔性・依存性を商品特質とする酒類については、人口減少社会の到来、国民の健康・安全志向の高まりや生活様式の変化などの社会情勢の変化に伴い、市場に大きな変化が見られることを踏まえ、公正な取引環境の整備に取り組みます。また、未成年者飲酒防止や飲酒運転根絶等の社会的要請がますます高まりを見せており、酒類業者の自主的な取組への支援等に努めます。

さらに、酒類の容器や製造過程において発生する食品廃棄物に係る対策の必要性について、その周知・啓発等に努めます。

2. 平成21事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

[平成21事務年度実施計画]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、平成18年8月に公表した「酒類に関する公正な取引のための指針」（以下「新指針」といいます。）を引き続き周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導し、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

(注) 新指針は、公正取引の確保に向けた酒類業者の自主的な取組を促進し、酒税の確保及び酒類の取引の安定を図ることを目的に、すべての酒類業者が自主的に尊重すべき酒類に関する公正な取引の在り方について国税庁の考え方を提示するとともに、公正取引委員会との連携方法を明らかにしたものです。

[施策の実施状況]

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、新指針について引き続き周知・啓発を行うとともに、これに基づき、市場に大きな影響を与える取引を行っていると思われる大規模事業者等に対し、複数の国税局が連携するなどして、深度ある取引状況等実態調査を実施しました。

調査の結果、合理的でない取引が認められた場合には、文書等により改善指導を行うとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して対応しました。

◎業務指標 2-2：酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数 (単位：件)

事務年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
調査件数	1,532	1,405	2,160	3,257	2,300	3,259

(出所) 課税部酒税課調

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

[平成21事務年度実施計画]

未成年者飲酒及びアルコールに起因する迷惑行為等を防止するため、関係各省庁や業界等と連携して、適正な販売管理体制の整備や、酒類業者の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況については、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、酒類の販売管理調査の適切な実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合による自販機撤廃の取組を支援し、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。また、やむを得ず自販機を設置する場合には、年齢確認ができる改良型機を設置し、適切な管理を行うよう指導します。

[施策の実施状況]

酒類の販売管理の適正化のため、酒類小売業者に対し、新たに選任した酒類販売管理者に酒類販売管理研修を受講させるよう指導するとともに、前回の受講後3年を経過する酒類販売管理者を対象に研修の定期的な再受講を働きかけました。

また、毎年4月の「未成年者飲酒防止強調月間」において、関係省庁と連携した啓発活動を実施するなど、適正な販売管理体制の整備が図られるよう努めました。

なお、平成22年4月に全国小売酒販組合中央会が主体となり、各地の小売酒販組合等が実施した「未成年者飲酒防止・飲酒運転撲滅全国統一キャンペーン」を支援しました。

さらに、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、15,426場の酒類小売販売場に臨場して酒類の販売管理調査を行い、問題が認められた販売場に対しては改善を指導しました。

○参考指標 2-4：酒類販売管理協力員による酒類販売管理場の確認場数 (単位：場)

会計年度	平成19年度	20年度	21年度
確認場数	20,770	20,727	21,549

(出所) 課税部酒税課調

なお、酒類自動販売機については、関係組合による自販機撤廃の取組を支援するため、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き撤去を指導しました。

◎業績指標 2-3：酒類自動販売機（従来型機）の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
従来型機	21,598	16,662	12,784	9,873	減少	8,943

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 翌年度4月1日現在の状況です。

(注2) 従来型機とは、未成年者のアクセスの防止が可能となるよう技術的改良がなされた酒類自動販売機以外の酒類自動販売機のことです。

○参考指標 2-5：酒類自動販売機の設置状況 (単位：台)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
設置台数	42,364	37,839	33,763	29,685	29,246

(出所) 課税部酒税課調

(注) 翌年度4月1日現在の状況です。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

[平成21事務年度実施計画]

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

[施策の実施状況]

10月の「リデュース・リユース・リサイクル推進月間」において、酒類業者や消費者における酒類容器のリサイクルへの取組みが一層推進されるよう、酒類業団体等を通じて周知・啓発を行い、酒類に係る資源の有効な利用の確保に努めたほか、国税庁ホームページ (<http://www.nta.go.jp/shiraberu/senmonjoho/sake/kankyohorei/index.htm>) の活用により、広く国民に対してリデュース・リユース・リサイクルへの意識の高揚を図ることに努めました。

また、食品リサイクル法、省エネ法など、各種環境法令の制度改正について、酒類業者が適切に対応できるようリーフレットを作成・配付し、周知・啓発に努めました。

○参考指標 2-6：酒類業組合等に対する行政施策の説明回数 (単位：回)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
説明回数	15,240	16,404	12,218	10,425	9,376

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 説明回数は、説明会等において複数の行政施策を説明した場合には、重複して集計しています。

なお、行政施策の説明は、税制改正や制度改正等の周知等を目的としており、各年度によって、開催回数に変動があります。

(注2) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

3. 平成20事務年度実績の評価結果の平成21事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、引き続き新指針を周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みました。

(2) 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒等を防止するため、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行いました。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、その情報を早期に活用するなどにより、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めました。

酒類自動販売機については、関係組合とも連携して年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導しました。

(3) 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めたほか、関係省庁と連携を図りつつ法令に基づく適切な処理に努めました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

目標を巡る現状・外部要因等の動向については、「2. 平成21事務年度の事務運営の報告」において、業績指標・参考指標と併せて記述しています。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の公正な取引環境の整備

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ロ 未成年者飲酒防止対策等の推進

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

ハ 酒類に係る資源の有効な利用の確保

引き続き推進	改善・見直し	廃止
--------	--------	----

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の公正な取引環境の整備

酒類の公正な取引環境の整備に向けた酒類業者の自主的な取組が推進されるよう、新指針を周知するとともに、これに基づき、取引状況等実態調査を実施し、合理的でない取引が認められた場合には改善を指導するとともに、必要に応じて公正取引委員会と連携して、酒類の公正な取引環境の整備に取り組みます。

また、平成22事務年度実施計画においては、酒類の公正な取引環境の整備についてより適切に評価するため、業績目標として「酒類の取引状況等実態調査による指導事項の改善割合」を設定しました。

なお、「酒類業者に対する酒類の取引状況等実態調査件数」については参考指標として設定しています。

ロ 未成年者飲酒防止対策等の推進

未成年者飲酒等を防止するため、適正な販売管理体制の整備や、業界の自主的な取組への支援を行っていきます。

また、酒類販売管理者の選任義務や「未成年者の飲酒防止に関する表示基準」に基づく表示義務の履行状況について、酒類販売管理協力員等を通じて情報収集を行い、適切な酒類の販売管理調査の実施に努めます。

なお、酒類自動販売機については、関係組合による自販機撤廃の取組を支援し、年齢確認ができない従来型機の更なる減少に向けて引き続き指導します。

ハ 酒類に係る資源の有効な利用の確保

酒類容器のリサイクルや酒類の製造過程において発生する食品廃棄物の発生抑制等について、酒類業界の取組が促進されるよう、引き続き周知・啓発に努めます。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

未成年者飲酒防止等の社会的要請、酒類業界を取り巻く環境の変化に対応した行政の推進に必要な経費の確保に努めます。

○ 業績目標 2-3 : 酒類の製造及び販売業免許について、酒税法その他関係法令を適正に適用し迅速な処理に努めます。

1. 業績目標に関する基本的考え方

酒類の製造及び販売業を行うためには免許が必要です。免許の申請等に対しては、親切かつ丁寧な説明を行うとともに、透明・公平かつ迅速な処理に努め、申請者等への行政サービス水準の維持・向上に努めます。

また、規制緩和の進展により、酒類免許場が増加しており、長期休業場等についての的確な実態把握を行い免許の取消しを行うなど適切な対応に努めます。

2. 平成21事務年度の事務運営の報告

(1) 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

[平成21事務年度実施計画]

酒類の製造及び販売業の免許については、酒税法その他関係法令を適正に適用しつつ、標準処理期間内の迅速な処理に努めます。

なお、免許処理に当たっては、透明性・公平性が確保されるよう適切な運用に努めます。

標準処理期間は、免許の種類及び申請等の内容により異なりますが、原則として、申請書類が提出された日の翌日から起算して2か月以内としています。平成21事務年度においても、構造改革特別区域法（以下「特区法」といいます。）の改正に伴う果実酒などの酒類製造免許の申請が見込まれるところですが、標準処理期間内の処理件数割合の目標値を100%として処理を行います。

[施策の実施状況]

酒類の製造及び販売業免許の処理については、酒税法その他関係法令の遵守状況、事業に必要な資金や設備等の保有状況、酒類の適正な販売管理体制が構築されるか否かなどの要件について適正・厳格な審査を行いました。

なお、審査に当たっては、免許処理システムを活用するなどにより、迅速な処理に努めた結果、平成21事務年度における業績指標として設定した「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、目標値とした「100%」を達成しました。

また、増加する長期休業場等に対して、的確な実態把握を行うとともに、必要に応じて免許を取り消すなど、適切な免許管理に努めました。

◎業績指標 2-4 : 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合 (単位: %)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度	
					目標値	実績値
処理件数割合	100.0	100.0	100.0	100.0	100	100.0

(出所) 課税部酒税課調

○参考指標 2-7：酒類業免許の処理件数

(単位：件)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
付与件数	35,390	45,122	31,225	31,907	28,245

(出所) 課税部酒税課調

(注) 平成19年度までの実績値は、事務年度にて集計。

(2) 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

[平成21事務年度実施計画]

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等に対しては、申請書類の作成や記帳義務・納税申告手続等について親切かつ丁寧な説明に努めます。

[施策の実施状況]

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅう製造免許の申請者等に対しては、免許の要件、各種の義務、納税申告手続等について親切かつ丁寧な説明に努めました。

また、新たに特区認定を受けた地方公共団体の開催する事業者向けの説明会に講師を派遣し、効率的・効果的な制度内容の周知に努めました。

○参考指標 2-8：構造改革特別区域法に基づく酒類製造免許付与件数の推移 (単位：件)

会計年度	平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
付与件数	24	31	36	21	16

(出所) 課税部酒税課調

3. 平成20事務年度実績の評価結果の平成21事務年度施策等への反映状況

(1) 酒類の製造及び販売業の免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

酒類の製造及び販売業の免許については、適正かつ迅速な処理に努めた結果、標準処理期間内に処理しました。

(2) 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等に対して、親切かつ丁寧な説明に努めるとともに、地方公共団体と協力するなど、効率的、効果的な制度の周知にも努め、同制度の円滑な定着と酒税の保全に向けて取り組みました。

4. 目標を巡る現状・外部要因等の動向

平成20年5月に特区法が改正され、新たに果実酒等の酒類製造免許の要件が緩和されました。

○参考指標 2-9：酒類製造免許場数及び酒類販売業免許場数の推移

(単位：場)

会計年度		平成17年度	18年度	19年度	20年度	21年度
酒類製造 免許場数		3,139	3,141	3,150	3,116	3,088
酒類販売業 免許場数	卸売業	内12,199 13,992	内11,871 13,633	内11,683 13,373	内11,346 12,945	内10,953 12,481
	小売業	170,975	178,124	179,624	178,016	176,564

(出所) 課税部酒税課調

(注1) 各会計年度末現在の状況です。

(注2) 一製造場で複数の酒類の免許を有しているものについては、1場として集計しています。

(注3) 酒類卸売業免許場数の内書は卸売業と小売業の兼業場です。

(注4) 酒類小売業免許場数は、販売できる酒類の範囲の条件が全酒類であるものです。

(注5) 平成21年度は暫定値です。

5. 今後の施策等に反映すべき事項

(1) 今後の方針

イ 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

引き続き推進 改善・見直し 廃止

ロ 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

引き続き推進 改善・見直し 廃止

(2) 施策への反映に向けた提言

イ 酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内での適正・迅速な処理等

酒類の製造及び販売業の免許については、事務処理手順の一層の効率化を図り、適正かつ迅速な処理に努め、業績指標2-4「酒類の製造及び販売業免許の標準処理期間内の処理件数割合」について、引き続き目標値である「100%」の達成を目指します。

また、長期休業場等についての的確な実態把握を行い免許の取消しを行うなど適切な対応に努めます。

ロ 特区法に基づく製造免許・特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等への的確な対応

特区法に基づく製造免許の申請者や特産品しょうちゅうの製造免許の申請者等に対して、引き続き親切かつ丁寧な説明に努めます。

(3) 平成23年度予算要求等への反映

酒類業の製造及び販売業免許について、酒税法等を適正に適用し迅速な処理を行うために必要な経費の確保に努めます。